平成 1 7 年公認会計士試験第二次試験受験者心得

公認会計士·監查審查会

試験実施日程						
○願書受付期間	平成17年3月28日(月)~平成17年4月15日(金) 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時を除く)					
	郵送(書留)による場合は、上記期間の消印のあるものに限り受け付けます。					
○願書受付場所	受験を希望する場所にある財務局(福岡県において受験を希望する場合は福岡財務					
0 ",5,1 5,1 1,5,1	支局、沖縄県において受験を希望する場合は沖縄総合事務局)					
○試験日程	試 験 期 日 試験時間 試験 科 目					
短答式試験	平成17年5月29日(日) 13:00 ~16:00 会計学及び商法					
	〔合格発表 平成17年6月24日(金)(予定)〕					
論文式試験	平成17年8月23日(火) 9:00 ~11:00 簿 記					
	12:30 ~14:30 財務諸表論					
	15:15 ~17:15 経 営 学					
	平成17年8月24日(水) 9:00 ~11:00 原 価 計 算					
	12:30 ~14:30 監 査 論					
	15:15 ~17:15 経 済 学					
	平成17年8月25日(木) 10:00 ~12:00 商 法					
	13:30 ~15:30 民 法					
	〔合格発表 平成17年11月7日(月)(予定)〕					

1. 試験の目的

第二次試験は、会計士補となるのに必要な専門的学識を有するかどうかを判定することをその目的 として、短答式(択一式を含む。以下同じ。)及び論文式による筆記の方法により行います。

2. 受験資格

第二次試験は、次のいずれかに該当すれば受験することができます。論文式試験は、短答式試験に 合格した者及び下記 4. (1)に掲げる短答式試験の免除を受けた者について行います。

- (1) 公認会計士試験第一次試験合格者
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による
 - イ 大学を卒業した者
 - ロ 短期大学を卒業した者
 - ハ 高等専門学校を卒業した者
 - ニ 大学(短期大学を除く。)に2年以上在学し、44単位以上を修得した者 (「在学」期間には、休学した期間は含みません。)
 - ホ 同法第57条第2項の規定により、イ~ハと同等以上の学力があると認められた者 具体的には、
 - ① 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - ② 我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - ③ 文部科学大臣の指定した者(詳細は、昭和28年文部省告示第5号参照のこと。)
 - (例) ・防衛大学校又は防衛医科大学校を卒業した者
 - ・水産大学校を卒業した者
 - ・海上保安大学校を卒業した者
 - ・職業能力開発総合大学校の長期課程を修了した者
 - ・気象大学校の大学部を卒業した者
 - ④ 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準 [総授業時数 1,700時間以上] を満たすものに限る。)を修了した者 などがあります。
- (3) 旧大学令(大正7年勅令第388号)による
 - イ 大学予科を修了した者
 - ロ 大学学部に学生として在学した者

- (4) 旧高等学校令(大正7年勅令第389号)による高等学校高等科を卒業した者
- (5) 旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校を卒業した者
- (6) 旧専門学校卒業程度検定規程(昭和18年文部省令第46号)による専門学校卒業程度検定試験合格者
- (7) 文部科学大臣が、旧高等試験令第7条及び第8条に関する省令(大正7年文部省令第3号)の規定により、旧高等学校令による高等学校高等科又は旧大学令による大学予科と同等以上と指定した学校を卒業した者
- (8) 旧計理士法の規定による計理士試験合格者
- (9) 高等試験予備試験合格者
- (10) 司法試験第一次試験合格者
- (11) 不動産鑑定士試験第一次試験合格者
- (12) 公認会計士・監査審査会が以上の者と同等以上の一般的学力を有すると認めた者 (例) 税務大学校の本科を卒業した者

3. 試験の実施

- (1) 試験科目
 - イ 短答式試験
 - (4) 会計学
 - (口) 商法
 - 口 論文式試験
 - (4) 必須科目
 - A 会計学
 - (A) 簿記
 - (B) 財務諸表論
 - (C) 原価計算
 - (D) 監査論
 - B 商法
 - (1) 選択科目

次の科目のうち受験者のあらかじめ選択する2科目

- A 経営学
- B 経済学
- C 民法
- (2) 出題範囲

公認会計士試験第二次試験は、会計士補となるのに必要な専門的能力を試すものであって、証券 取引法及び商法特例法により監査が義務づけられている企業の経営、会計などを理解するに必要な、 下記の学科目に係る基礎的専門知識を修得しているか否かを問うものです。

イ 会計学 (短答式試験及び論文式試験共通)

○ 簿記

企業の簿記手続の理解に必要な簿記理論、仕訳、勘定計算、記帳方法、決算及び決算諸表の 作成についての出題

○ 財務諸表論

企業の財務諸表の作成及び理解に必要な会計理論、会計諸規則及び諸基準並びに会計処理手 続についての出題

○ 原価計算

原価計算の基礎理論及び計算手続、原価管理並びに予算編成及び経営計画への原価情報の提供に係る基礎的専門知識についての出題

〇 監査論

証券取引法及び商法特例法に基づく監査制度、監査理論及び監査諸基準についての出題

ロ 商法(短答式試験及び論文式試験共通)

海商、手形及び小切手に関する部分を除く

ハ 経堂学

経営学総論、財務管理、販売管理、生産管理、労務管理

二 経済学

ミクロ及びマクロの経済学原論と政策論

ホ 民法

民法典第1編から第3編を主とし、第4編及び第5編を含む

(3) 法令等の適用日

解答に当たり適用すべき法令等は、平成16年11月23日現在施行のものとします。

(4) 合格基準

イ 短答式試験

論文式試験を適正に行う視点から許容できる最大限度の受験者数(原則として 3,000名程度) とします。

口論文式試験

総点数の60%を基準として、公認会計士・監査審査会が相当と認めた得点比率とします。ただし、1科目につき、その満点の40%に満たないもののある場合は、不合格となることがあります。

4. 試験の一部免除

(1) 短答式試験の免除

下記(2)のイ、ハ、二又はホに該当すれば申請により短答式試験は免除されます。

(2) 論文式試験の免除

論文式試験は、次のいずれかに該当すれば申請により当該科目について免除されます。

イ 学校教育法による大学若しくは高等専門学校、

旧大学令による大学(予科を含む。)、

旧高等学校令による高等学校高等科、

旧専門学校令による専門学校

において、3年以上商学に属する科目の教授若しくは助教授の職にあった者又は商学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者については、会計学及び経営学

- ロ イに掲げる学校において、3年以上経済学に属する科目の教授若しくは助教授の職にあった者 又は経済学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者については、経済学
- ハ イに掲げる学校において、3年以上法律学に属する科目の教授若しくは助教授の職にあった者 又は法律学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者については、商法及び民 法
- ニ 高等試験本試験に合格した者については、当該試験において受験した第二次試験の試験科目に 相当する科目
- ホ 司法試験第二次試験に合格した者については、商法及び民法
- へ 不動産鑑定士試験第二次試験に合格した者については、経済学及び民法
- (3) 上記イ~へのいずれかに該当することを申請しようとする者は、あらかじめ第1号様式による「公認会計士第二次試験免除申請書」にその資格を有することを証する書類を添付し、80円分の郵便切手をはったあて先・郵便番号明記の返信用封筒(おおむね23cm×12cm:長形3号)を必ず添えて、公認会計士・監査審査会事務局総務試験室(7. (16)参照)に提出して下さい。郵送により提出する場合は、必ず書留で郵送して下さい。
- (4) 上記の申請により当該試験科目を免除することとした者に対しては、「公認会計士第二次試験免除通知書」が交付されます。

5. 受験手続

- (1) 受験願書は、平成17年2月28日(月)から平成17年4月15日(金)まで、各財務局等理財(第一)課(7.(16)参照)において配付します。郵送により請求する場合には、封筒の表に「公認会計士試験第二次試験受験願書請求」と書き、140円分の郵便切手をはったあて先・郵便番号明記の返信用封筒(日本工業規格A4の入るもの。)を必ず同封し、各財務局等理財(第一)課へ請求して下さい。
- (2) 受験願書は、所要事項を記入の上(記入例参照)、写真、整理表及び下記 6. に掲げる書類を添付し、受験を希望する場所にある各財務局等に提出して下さい。郵送により提出する場合は、封筒の表に「公認会計士試験第二次試験受験願書在中」と書き、80円分の郵便切手をはったあて先・郵便番号明記の返信用封筒(おおむね23cm×12cm:長形 3号)を必ず同封し、各財務局等理財(第一)課へ必ず書留で郵送して下さい。受験願書提出後の受験地の変更は原則として認めません。

なお、受験願書等に記入された個人情報は、公認会計士試験実施事務及び統計目的以外に使用す ることはありません。

- (3) 受験手数料として 9,000円分の収入印紙を受験願書の所定の欄に消印しないではって下さい。
- (4) 写真は、出願前6カ月以内に撮影した脱帽、正面向き、無地の背景で人物像の大きさが写真票中 に示した点線像大の、上半身を写した鮮明なものを使用して下さい(カラー、白黒は問いませ ん。)。写真の大きさは縦5cm、横4cmのものとし、写真の裏面には氏名を記入し、所定の用紙の 枠内にしっかりとはって下さい。なお、規定の大きさでないもの、不鮮明なもの、人物が小さいも の等受験写真として不適当なものは受理しません。
- (5) 受理した受験願書及び受験手数料は、受験申込みを取り消した場合や受験しなかった場合でも返 環しません。
- (6) 受験願書を受理した受験者に対しては、各財務局等から受験票を交付します。受験票は、合格発 表まで紛失しないように注意して下さい。

6. 受験願書の添付書類

(1) 受験資格を証明するものとして次に掲げる証明書等を添付して下さい。なお、ロ~チの証明書 (**写し(コピー)は不可。)**は、受験願書の受付締切日を基準として1年以内に発行されたものを 添付して下さい。

イ 公認会計士試験第一次試験合格者

ロ 大学等の卒業(修了)者

ハ 大学に2年以上在学し、44単位以上修得者

ニ 専修学校の専門課程(2.(2)ボ④参照)を修 学校長の証明書(第3号様式参照) 了した者

ホ 高等試験(司法科)合格者

へ 司法試験第一次試験合格者

ト 高等試験(行政科)合格者

チ 不動産鑑定士試験第一次試験合格者

リ 旧計理士試験合格者

ヌその他

合格証書の写し

学校長又は学部長の卒業(修了)証明書

※卒業(修了)証書の写しは不可

学長又は学部長の証明書(第2号様式参照)

法務省の証明書

法務省の証明書

内閣府の証明書

国土交通省の証明書

合格証書の写し

受験資格を証する書類

- (2) 公認会計士法第9条の規定により、試験の一部が免除されることとなった者は、「公認会計士第 二次試験免除通知書」の写し(平成16年3月31日以前に「公認会計士第二次試験免除確認(認定) 通知書」の交付を受けている場合は、当該確認(認定)通知書の写し。)を添付して下さい。
- (3) 受験願書に記入した氏名と受験資格を証明する書類の氏名が異なる場合は、氏名が変更になった ことが確認できる書類(戸籍抄本等)を添付して下さい。

7. 試験場における注意その他

- (1) 試験は、各財務局等の管理のもとに実施しますから、その係官の指示に従って下さい。
- (2) 受験者は、試験開始前に試験に関する注意事項等について説明を行いますから、試験開始20分前 までに必ず着席して下さい。正当な理由なく遅刻した者は受験を認めません。
- (3) 受験票は受験の際必ず持参し、受験中は机上に置いて下さい。受験票を所持しない者は試験場へ の入場を認めません。
- (4) 試験場においては、携帯電話等の通信機器の使用はできません。必ず電源を切って下さい。
- (5) 試験場においては、筆記用具、定規、コンパス、ホッチキス、修正液(修正テープ)、算盤、電 子式卓上計算機(下記イ~ハの各条件に該当するもの1台に限る。)、下敷き(あらかじめ係官に 許可を受けたものに限る。)及び時計(通信機能を有するものを除く。)の使用を認めます(付せ ん、ペンケースの使用は認めません。)。なお、ふた付きの飲料用ペットボトル(容量は 500m1程 度)の持込みを1本に限り認めます(机上には、必ずふたを閉めた状態で置いて下さい。試験中に これ以外の飲食は認めません。)。
 - イ 電源内蔵式で、紙に記録する機能及びプログラム入力又はプログラム記憶機能を有しないもの
 - ロ 数値を表示する部分がおおむね水平であるもの
 - ハ 外形寸法がおおむね次の大きさをこえないもの 20cm×20cm×5cm 係官の合図があったら上記のもの以外はカバン等の中にしまい、全て足下に置いて下さい。

- (6) 商法(短答式試験は除く。)及び民法の試験においては、公認会計士試験用法文が貸与され、使用できます。
- (7) 各問題については、問題用紙に記載されている注意事項をよく読んでから答案を作成して下さい。
- (8) 短答式試験の解答は、マークシート方式により行います。答案用紙には、所定の欄に**受験局名、 受験番号及び氏名を記入するとともに、マークして下さい。**答案作成に当たっては、**B又はHBの 黒鉛筆、プラスチック製の消しゴム**を使用して下さい。
- (9) 論文式試験の答案用紙には、所定の欄に受験局名及び受験番号のみを記入し、氏名その他符号等は一切記入しないで下さい。答案作成に当たっては、万年筆又はボールペン(インクはいずれも黒に限る。)を使用して下さい。
- (10) 試験開始後30分間及び試験終了前10分間は、試験場からの退場はできません。それ以外の時間に中途退場する場合には、必ず挙手し、係官が答案を受け取り確認するまで席を立たないで下さい。
- (11) 試験終了の合図があったら直ちに筆記用具を置き、係官の合図があるまで席を立たないで下さい。
- (12) 合格者については、合格証書を郵送し、その氏名を官報に公告するほか、各財務局等において掲示します。短答式試験においては合格点、正解、満点及び配点について、論文式試験においては合格点及び満点について、合格発表掲示に併せて掲示します(公認会計士・監査審査会ホームページでの情報提供も行います。)。

{掲示 9:00 ~17:00 (合格発表日を含む3日間を予定) ホームページ (http://www.fsa.go.jp/cpaaob/index.html) 9:30 (予定)

- (13) 受験願書の記入内容(住所・氏名・連絡先)に変更があった場合は、その旨を受験願書を提出した財務局等に必ず届け出て下さい(第4号様式参照)。
- (14) 論文式試験受験者で不合格となった者のうち希望者に対して、成績を通知します。 (なお、具体的な成績通知方法等については、合格発表の際にお知らせします。)
- (15) 試験に関して不明の事項については、もよりの各財務局等理財(第一)課又は公認会計士・監査 審査会事務局総務試験室にお問い合わせ下さい。
- (16) 試験地及び申込先

試験地	申 込	先	電話番号	₸	所	在	地
北宮東石愛大広香熊福沖海城京川知阪島川本岡縄道県都県県府県県県県県	四国財務局	理第理理第理理理期,以上的,对于对对一时,对对,对对对对对对对对对对对对对对对对对对对对对对对对对对对对对	011-709-2311 022-263-1111 048-600-1117 076-292-7851 052-951-2545 06-6949-6366 082-221-9221 087-831-2131 096-353-6351 092-411-7281 098-862-1451	060-8579 980-8436 330-9716 921-8508 460-8521 540-8550 730-8520 760-8550 860-8585 812-0013 900-8530	仙台におった。一十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十十二十二十十十二十二	葉区本町 市中央 市中田4-3 「中区三の 「中区上人」 「野町26- この丸1-2 「多区博	区新都心1-1 1-10 ウ丸3-3-1 手前4-1-76 丁堀6-30 -1 シ駅東2-11-1

参考 公認会計士·監査審査会事務局総務試験室

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-2-1 JTビル14階(03-5114-3600)

(注 意)

- 1. 受験願書を提出する際、もう一度記入事項を確認の上、「写真」、「収入印紙」、「受験 資格を証明する書類」が添付されていることを必ず確認して下さい。不備のあるものは受理 しません。
- 2. 受験願書の氏名、生年月日欄は戸籍どおり正確に記載し、略字を用いたり戸籍上旧漢字であるのに常用漢字を用いたりしないで下さい。

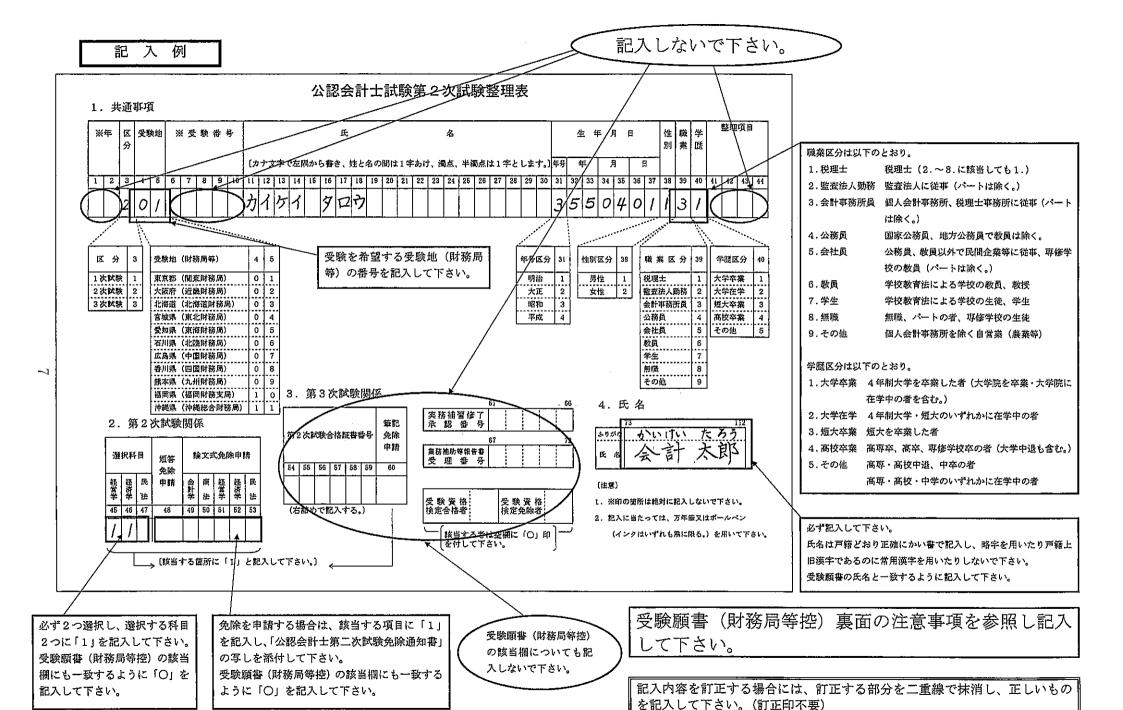
なお、氏名の文字や生年月日が戸籍と異なっていると、合格しても直ちに登録手続ができない場合がありますから注意して下さい。

提出日(郵送により提出する場合は郵送日) 受 験 番 を記入して下さい。 平成 1 7 年 公認会計士試験第 2 次試験受験願書 財務局 財務支局 第総合事務局 氏名は戸籍とおり正確にかい事で記入し、 平成 / 7年 4 月 / 0日 略字を用いたり戸籍上旧漢字であるのに常 收入印紙貼付 公認会計士・監査審査会会長 殿 用漢字を用いたりしないで下さい。 平成17年 公認会計士試験第2次試験を受験したいので申し込みます。 9,000円分の収入印紙を 第1次試験 7,300円 太郎 駅 2 次 試験 9,000円 平成17年4月15日現在の年齢を記入し 頂ならないようにはって 解3次試験 15,300円 て下さい。 下さい。 (消印しないこと。) なお、受験順審の受付場 履歴 所では、収入印紙を取り 必ず郵便番号を記入し、住所はアパート 扱っていません。事前に かいけいた五子 昭和55年4月/日 7000-0000(TEL00-0000-0000) 名・建物番号まで30字以内で記入して下さ 性別(男)女 現住所 用意して下さい。 東京都港区先ノ門 0-0-0-い (都道府県名は省略可)。 氏名 00アパート101号 (年齢 25 才) 上記の住所以外で緊急の場合等の連絡先がわれば (TEL 受験資格を証明する事類 ふりがな 記入すること。 問い合わせなど緊急時の連絡のため、確実 と氏名が異なる場合は記 移転先 (映帯・勤防先・帰省先・その他・なし) ◆ に連絡が取れる電話番号を記入して下さ 入し、氏名を変更したこ 旧姓 (TEL000-0000-0000) とが確認できる事類(戸 (改姓年月 年 月) (届出年月日) 籍抄本等)を添付して下 職 歴 学 歴 勤務先が変わった場合は、必ずその前の勤 av. 務先を記入して下さい。現在無職であって 校 名 学部·学科名 垹 間 学 年 修丁・卒業・中迅・在学中の別 在職期間 勤 務 先 名 も、職歴がある場合は「現在又は直近」欄 にその勤務先を記入し、職歴がない場合は 自松年 4月 **曾成/5**年 4月 现在又は値近 現在(最終) 商学研究件 〇〇大学大学院 記入しないで下さい。 00会計事務所 年 (作了) 卒業・中沿・在学中 年 至統7年3月 至 **曾城川年 4月** 年 上記が大学院の場合その前 その前 00样 年 作了・存業 中退・在学中 至1965年3月 至 年

受験者心得の「6.受験願書の添付書類」の受験資格を証明する書類を必ず添付して下さい。

写真票・受験願書(財務局等控)・受験票についても氏名、生 年月日、住所等必要事項を記入して下さい。 受験願書裏面の注意事項を参照し記入して下さい。

記入内容を訂正する場合には、訂正する部分を二重線で抹消し、正しいものを記入して下さい。(訂正印不要)



第2号様式

(日本工業規格A4)

公認会計士第二次試験免除申請書

平成 年

公認会計士・監査審査会会長 殿

住 所 氏 名 電話番号

公認会計士第二次試験について、下記のとお り試験の免除を申請します。

記

- 1. 短答式による試験の免除を受けることの有
- 2. 論文式による試験のうち免除を受けようと する試験科目

添付書類

上記について試験の免除を受ける資格を有す ることを証する書面(コピーは不可。)

については、公認会計士・監査審査会事務局 総務試験室(7. (16)参照)にお問い合わせ下

証 明 書

> 学部 第 学年 氏 名 生年月日 現住所

上記の者は、本大学において、2年以上在 学し、44単位以上を修得したことを証明す る。

> 平成 年 月 日 大学名 学長名 印

(注) 記載方法や添付書類等に関して不明の事項 さい。

(注) 在学3年目で受験する方は、平成17年4 月1日以降に大学が発給した証明書を添付して下さい。大学が発給する成績証明書で 在学期間及び修得単位数が確認できる書類 であれば、証明書として認められます。

第3号様式

(日本工業規格A4)

第4号様式

(日本工業規格A4)

書 証 明

> 氏 名 生年月日 現住所 専修学校認可日· 文書番号 課程・学科 修業年限 課程の修了に必要な総授業時数

上記の者は、 年 月本校の上記の課程を修 了したことを証明する。

> 平成 年 月 日 所在地 学校名 学校長名 印

(注) 専修学校認可日・文書番号、課程・学科、 修業年限、課程の修了に必要な総授業時数 を必ず記入して下さい。

平成 年 月 日 住所等変更届出書

> 受験番号 氏 名 牛年月日

下記の事項について変更しますので届け出 ます。

記

変更年月日	変更事項				
发 火 平万 口	変更後	変更前			

(注)変更事項の欄には、住所、氏名、連絡先 を記入して下さい。氏名の変更の場合は、 氏名を変更したことが確認できる書類(戸 籍抄本等)を添付して下さい。